

個人情報取扱い規程

<総則>

第1条 (目的)

本規程は、個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第2条 (定義)

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、下記のものをいう。

- 1) 氏名、生年月日、住所、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの
- 2) 個人の学歴、職種、勤務先および肩書き等の属性及び業績、評価に関する情報

<利用目的>

第3条 (情報利用の目的)

個人情報は、本会の事業目的に沿った会員へのサービス、会誌などの送付・配信並びに会議や催しもの等の連絡等、事業の適正な運営を図るために利用する。

第4条 (利用目的の制限)

事前に提供者本人の同意を得ないで、第3条に規定された利用目的の範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

- ② 前1項の規定は、次に挙げる場合には適用しない。
 - 1) 法令の規定に基づく場合
 - 2) 本人の同意がある場合
 - 3) 事業目的達成に必要な範囲内において個人データの取扱いを委託する場合（例として配送委託）
 - 4) その他、総会・理事会で承認された事業計画を達成するために正当な理由がある場合

<収集>

第5条 (情報の収集)

提供者本人から個人情報を取得する場合には、次の事項を書面又はこれに代わる方法によって通知し、本人の同意を得るものとする。

- 1) 収集の目的
- 2) 個人情報管理責任者の職名並びに連絡先

<管理体制>

第6条 (本部と支部)

会長は本会の個人情報管理統括者として最終責任を負う。会長は、本部においては常務理事を管理責任者に任命し、本規程に従い、内規・細則等の整備、安全対策に実施、そのほかの必要な業務を遂行させるものとする。

- ② 管理責任者は、この業務の運用を分担実施する管理担当者を職員から任命することができる。
- ③ 各支部においては、支部長が管理責任者とし、支部員から管理担当者を任命して対応する。

第7条 (管理責務)

管理責任者は、個人情報の漏洩、紛失、破壊、改ざんの防止、その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

- ② 管理責任者は、職員に対して個人情報を取り扱わせるにあたっては、その情報の安全管理が図られるよう、職員に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
- ③ 管理責任者は、適宜、個人情報保護に関する法令・規則などを職員に教育し、遵守するよう指導

する。

第 8 条 (監査)

個人情報管理が適正に行われてるかは、監事が年 1 回監査し、会長へ報告する。

各支部においては、各支部の監事が年 1 回監査し、会長へ報告する。

- ② 監査報告書は、本部および支部のそれぞれの事務局が 5 年間保管するものとする。

<利用規則>

第 9 条 (利用者)

個人情報を取り扱うものは、利用目的の達成に必要な範囲で、適正かつ適切に利用するものとする。

- ② 個人情報を取り扱うものは、個人情報保護に関する法令・規則、本会のプライバシーポリシーおよび本規程と関連する内規・細則等の教育を受け、これらを守ることを誓約・署名し、登録されねばならない。

第 10 条 (WEB での扱い)

本会の WEB サイトを利用する場合は、利用する者の責任において行うものとする。

- ② 本会のサイト、および本会のサイトにリンク設定されてる他の WEB サイトから取得する各種個人情報などの利用により生じたあらゆる損害に対して、本会は一切の責任がない事を公示しなければならない。

第 11 条 (第三者への提供)

個人情報を第三者に提供するには、予め本人の同意を得るものとする。但し、第 4 条②項に該当する場合には同意を要しない。

<開示など>

第 12 条 (開示)

提供者本人から、当該本人が識別される保有個人情報の開示を求められた時は、本人に対し遅滞無く、適切に開示するものとする。但し、他の法令に違反することとなる場合を除く。

第 13 条 (訂正等)

提供者本人から、当該本人が識別される保有個人情報の内容が事実でないという理由によって、訂正、追加、又は削除（以下、「訂正等」という）を求められた時は、必要な調査を行った結果にもとづき、遅滞無く、適切に対応するものとする。

- ② なお、訂正等を行わない旨の決定をした時は、本人に対してその旨を通知するものとする。

第 14 条 (利用停止等)

提供者本人から、当該本人が識別される保有個人情報が本規程に定める利用目的あるいは第三者への提供の規定に反して取り扱われてるという理由によって、当該情報の利用の停止または消去（以下、「利用停止等」という）を求められた時は、必要な調査を行った結果にもとづき、遅滞無く、適切に対応するものとする。

- ② 利用停止等を行わない旨の決定をした時は、本人に対してその旨を通知するものとする。

<相談窓口>

第 15 条 提供者本人からの個人情報の取扱いに関する苦情および相談は、窓口として本部、支部ともに管理責任者が受け付けて対応するものとする。

<見直し>

第 16 条 (改廃)

この規程の改廃は、企画運営会議の議を経て、理事会の承認を持って行う。

付則 2005年9月22日制定
2022年6月29日改正